

「緊急事態宣言」発令後の対応に関する Q&A（4月21日時点）

- ※ Q&A（4月8日時点）の更新版です。（Q番号は変更されています。）
- ※ 修正した箇所には網掛けをし、参考に以前のAを見え消しで残しています。
- ※ 新しいQには下線を付しています。

Q1 教育活動等再開後に入学式は実施しなければならないのか。

A： 入学式は必ずしも実施する必要はありません。
実施する場合は開催の方法について工夫する等、配慮をお願いいたします。
（→支援学校については、支援 Q&A の Q4 参照）

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）

Q2 入学式の形態や制限については4/3の指示から変わっているのか。

A： 現時点では変わっていません。令和2年4月3日付けの Q&A のとおりと考えていますが、対応の変更がある場合はまたご連絡させていただきます。

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q3 入学式が行われていないので「入学許可宣言」ができていない。この場合でも入学は認められるのか。

A： 入学の許可は、校長が入学者選抜において合格者を決定したことを以て行われます。入学式の「入学許可宣言」が行われなくても、入学が認められないということはありません。

【参考】学校教育法施行規則 第九十条

高等学校の入学は、第七十八条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）

Q4 入学式を実施していないが、在学証明書等の発行は行うことができるのか。

A： 可能です。

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q5 口頭開示を行う期間は、令和2年4月1日（水）から4月14日（火）までとされているが、臨時休業中であっても対応する必要があるか。また、口頭開示の期間について延長や変更はないか。

A： 4月14日までの間に口頭開示を申し出た受験者に対しては、対応をお願いいたします。

ただし、今年度については4月14日までの間に登校日を設定することが困難となったことから、これまで設定していた期間とは別に、口頭開示の期間を設定いたします。受験者から問合せがあった場合はこのことを伝えるとともに、各校のHPを利用して周知するなど、できるだけ臨時休業期間中の来校を控えるよう促してください。

実施期間等詳細については、教育活動等再開の状況を踏まえ、改めてお知らせいたします。

【参考】（HPの文例）

令和2年度入学者選抜を受験した皆様へ

口頭開示の日程については、出願時にお知らせしたとおり、4月1日から4月14日までとしています。一方で、今般の状況を踏まえ、お知らせしていた期日とは別に、口頭開示の期間を設定します。期間等詳細は決まり次第、このHPでお知らせいたしますが、今後、口頭開示を希望する場合は、できる限り新たに設定した期間に来校いただきますようお願いいたします。

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q6 口頭開示について、新たに設定される期間は新入生（合格者）のみを対象としてよいか。

A： 新たに設定する口頭開示の期間についても、合格者か不合格者かにかかわらず全

ての受験者が対象となります。

新たな口頭開示の期間が決まりましたら、各校のホームページを利用するなど周知をお願いします。

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3419）

支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q7 緊急で教材等を学年費で郵送することはできるのか。

A： 配当されている役務費から執行してください。不足が生じる場合は、施設財務課にお問い合わせください。

~~A： 状況によりますので、施設財務課にお問い合わせください。~~

担当：施設財務課 学校支援・助成グループ（内線 6917・3921）

Q8 児童生徒等への送付物が増えるが、役務費の追加配当はあるのか。

A： 郵送の手段による場合は、できるだけ集約して回数を減らすなど考慮いただき、現在配当されている役務費から執行してください。不足が生じ、急を要する場合は、施設財務課へご相談ください。

担当：施設財務課 学校支援・助成グループ（内線 6917・3921）

Q9 物品販売等を実施してよいか。

A： 分散登校が可能になるまでは、販売の実施はできません。業者と調整いただきますようお願いいたします。ただし、登校日の設定が長期間にわたって見込めなくなっていることから、少なくとも教科書の販売については別途の対応が必要だと考えています。業者との調整も含め、各校において状況も異なると思いますので、先日の調査において未購入の学年等があると回答いただいている学校については、個別に連絡しています。

なお、家庭学習ができるよう独自教材を HP に公開したり、Q39 の【家庭学習課題の参考】を活用する等の工夫をし、学習の機会の保障に努めてください。

~~A：分散登校が可能になるまで、販売の実施はできません。業者と調整いただきますようお願いいたします。教科書等の販売ができない場合であっても家庭学習ができるよう独自教材をHPに公開したり、下記URLを活用する等の工夫をし、学習の機会の保障に努めてください。~~

~~【家庭学習課題の参考】~~

~~●臨時休業期間における高校生に向けた家庭学習教材等について（高等学校課）~~

~~http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/koukou_kateigakusyuu/index.html~~

~~●子供の学び応援サイト（文部科学省）~~

~~http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm~~

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）
高等学校課 教務グループ（内線 3431）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q10 物品販売等について、各販売店で対応してもらおう予定だが問題ないか。

A：緊急事態宣言が発令された状況であるため、学校から一律の指示を出し購入させることは控えてください。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q11 これまでも子ども家庭センター等と連携していたり、経済的に厳しい家庭など、心配な児童生徒等がいる。そういった児童生徒等の自宅へ教員が家庭訪問に行ったり、児童生徒等を個別に学校へ呼んでその状況を把握するのは構わないか。

A：児童生徒等の心身の健康・安全に関わる場合など、緊急性が高い場合は、個別に学校へ登校させるなどの対応は可能です。また、家庭訪問についても同様に、緊急性の高い場合には、可能であるが、保護者に必要性を伝え、了解を得たうえで、マスクを着用するなど、感染予防に努めてください。

なお、緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、慎重に判断し、対応してください。

担当：高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）
支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）

Q12 児童生徒等のケアの観点から、登校開始後に想定されるリスクや今のうちから取り組んでおいた方がいいことがあれば教えてください。

A： 登校再開後、ストレスや不安から体調不良や腹痛・頭痛などの症状が現れたり、家計急変により登校することが困難であったりといったことも想定されます。そのため、今のうちからそういった生徒が出てきた場合の対応方法を校内で確認しておく、配慮が必要な生徒のリストアップをしておくことが考えられます。詳細については4月8日送付時に添付の別紙1及び別紙6を参照してください。(→支援学校については、支援Q&AのQ5参照)

担当：高等学校課 生徒指導グループ (内線 3433)
支援教育課 学事・教務グループ (内線 4736)

Q13 日本語指導の必要な生徒に対して、言葉の壁があり必要な情報を正確に伝えることが困難である。相談窓口があれば教えてください。

A： 次の相談窓口では多言語対応しています。また、最新の情報を次のサイトで確認することができますので、必要に応じて紹介してください。

○NPO 法人 AMDA 国際医療情報センターによる多言語電話相談窓口

<https://www.amdamedicalcenter.com/>

○国内の新型コロナウイルス感染症に関する報道 NHK WORLD (19 言語対応)

https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/en/information/202004020600/?cid=wohk-flyer-org_site_pr_info_qr_multiple_lang-202004-001

○新型コロナウイルス対応 指さし会話 (17 言語対応)

<https://www.yubisashi.com/covid19/>

担当：高等学校課 生徒指導グループ (内線 3433)
支援教育課 学事・教務グループ (内線 4736)

Q14 4月13日に布製マスクの配付に係る通知（教保第1124号）をうけたが、幼児児童生徒へのマスクの配付はどのように行えばよいか。

A： 幼児児童生徒が登校した際に、一人ひとりに行き渡る形で配付願います。
なお、各学校への配送日時や梱包・包装の状態については、現時点では不明です。
令和2年4月20日付け教保第1124-2号を参考にしてください。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線3506）

Q15 登校日の設定がなく、生徒からの報告を受けられないため、3月31日現在の入
学料の収納状況が把握できないがどうすればよいのか。

A： 提出締切である4月10日（定時制においては17日）現在において把握している状
況をご報告いただいているところですが、ご報告いただいていない場合は速やかにご
報告をお願いします。

~~A： 提出締切である4月10日（定時制においては17日）現在において把握している状
況をご報告ください。~~

担当：施設財務課 歳入・会計指導グループ（内線6913・6914）

Q16 学校納付金の納付期限について延長するのか。

A： 令和2年4月8日付け教施財第1263号を参考に、ご対応ください。
なお、4月9日に生徒・保護者あての「学校納付金の納入期限日について（お知ら
せ）」を作成し、学校からお送りいただくよう依頼しております。

~~A： 令和2年4月8日付け教施財第1263号を参考に従い、ご対応ください。
なお、納付期限についての保護者あて文書を追って学校に通知します。~~

担当：施設財務課 歳入・会計指導グループ（内線6913・6914）

Q17 諸費納入がままならない状況がある。分割納入などは可能か。また家庭への経
済政策を国へ要望できないか。

A： 学校諸費の納入につきましては、お示しの分割納入など、実情に合った納入方法を、
ご連絡いただいた学校に対し助言いたします。

また、奨学のための給付金につきましても、国の動向を注視しながら、必要に応じて国への要望を行います。

担当：施設財務課 歳入・会計指導グループ（内線 6913・6914）

Q18 奨学のための給付金のスケジュールはどのようなのか。

A： 申請書類は例年どおり7月頃に受付を行う予定です。詳細については、「就学支援金等事務説明会」（6月開催予定）で説明予定です。

担当：施設財務課 歳入・会計指導グループ（内線 6913・6914）

Q19 就学支援金のスケジュールはどのようなのか。

A： 現時点では、受付日は5月20・21・22日を予定しているところですが、今後の状況を踏まえ、改めてご連絡いたします。

なお、同受付日にかかわらず提出が可能である場合は、事前に当課へご連絡のうえご提出いただいで結構です。

~~A： 今後の登校日の設定により、受付日の変更を別途ご連絡します。~~

~~【参考】4月申請に係るスケジュールは、令和2年3月18日付け教施財第5228号施設財務課長通知にて「生徒から登校日に申請書類を回収し、学校ごとに定めさせていただいた受付日（4月27・28・29日）に提出してください。」とお知らせしたところですが~~

担当：施設財務課 歳入・会計指導グループ（内線 6913・6914）

Q20 日本学生支援機構奨学金について、今年度のスケジュールが昨年と比べて早くなっている。スケジュールの変更等はあるのか。

A： 今年度は下記のスケジュールであり、現時点のところは日本学生支援機構から変更の連絡はありません。府教育庁から、日本学生支援機構に申込期日の延期を含めた事務手続のスケジュールについて、再考を依頼しているところです。分かり次第、速やかにお知らせいたします。

<今年度のスケジュール>

スケジュール	1回目	2回目
申込・推薦書類の各学校への送付	4月中旬	
インターネットによる申込み	4月24日(金)～ 5月31日(日)	6月1日(月)～ 6月30日(火)
申込書類の機構提出期限	6月19日(金)	7月20日(月)
インターネットによる推薦	5月22日(金)～7月20日(月)	
選考結果通知	10月下旬	11月下旬

担当：高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）
支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）

Q21 日本学生支援機構奨学金について、例年、年度初めに学校担当者向け説明会があるが、実施されるのか。

A： 学校担当者向け説明会は、延期としました。詳細は、令和2年4月6日付け事務連絡をご確認ください。

担当：高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）
支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）

Q22 大阪府育英会予約奨学金について、予約票等を学校が集約し、一括で4月22日までに送付しなければならないが、どうしたらよいか。在学募集はどうなるのか。

A：4月15日18:29の室長からのメールでお知らせしたとおり、6月1日の貸付を希望する生徒・保護者に対しては、4月30日(木)までに各校において任意の締切日を設定し、手続きをするようご指示ください。ただし、生徒・保護者への連絡に際しては、以下の3点にご留意ください。

- ・郵送による提出も選択できること（郵送の場合、書類不備等への対応が必要となるため、締切日を早めるなどの対応は可）
- ・最終の締切りは5月中旬に改めて設ける予定であること（ただし、この場合、貸付日は7月10日となる）
- ・書類提出等で生徒・保護者が来校される場合にあつては、感染予防に十分努めること

<在学奨学生募集のスケジュール>

- 募集に係る書類の送付 5月11日(月)
- 育英会への提出期限 6月12日(金)
- 貸付日 7月30日(木)

上記内容は、ホームページにも掲載されますのでご確認ください。

<公益財団法人大阪府育英会ホームページ>

<https://www.fu-ikuei.or.jp/>

~~A: 現時点では「進学届」及び「奨学資金借用証書」の提出期限は、4月30日(木)まで延長されています。この日程で提出した場合は、予定通り6月1日(月)が貸付日となります。~~

~~また、休業等にとまもない、上記日程での提出が不可能な場合の提出期限は5月20日(水)までとなっています。なお、その際に提出された場合は、貸付日は、7月10日(金)となります。~~

~~<在学奨学生募集のスケジュール>~~

- ~~○募集に係る書類の送付 5月11日(月)~~
- ~~○育英会への提出期限 6月12日(金)~~
- ~~○貸付日 7月30日(木)~~

~~上記内容は、ホームページにも掲載されますのでご確認ください。~~

~~<公益財団法人大阪府育英会ホームページ>~~

~~<https://www.fu-ikuei.or.jp/>~~

担当：高等学校課 生徒指導グループ(内線 3433)

支援教育課 学事・教務グループ(内線 4736)

Q23 独立行政法人日本スポーツ振興センターの「加入者数報告」について、例年、5月上旬に報告することとなっているが、今年度のスケジュール変更等はあるか。

A: 加入者数の報告については、令和2年4月15日付け教保第315号により、締切を5月13日(水)として依頼させていただきました。今後、締切日の変更等がありましたら、速やかにお知らせいたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

~~A: 現在、日本スポーツ振興センターへ、申請期日の延長について要望しているところ~~

~~です。分かり次第、速やかにお知らせいたします。~~

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q24 教職員自身の感染防止（満員電車を避ける等）のため、この休業期間中に限り、自己申告によるテレワークや自動車通勤を校長判断で認めてよいか。

（テレワーク（在宅勤務）について）

A： 令和2年4月14日付け教職企第1109号により、テレワーク（在宅勤務）の実施について、各府立学校校長・准校長あてに通知しております。本通知に基づき実施してください。

担当：教職員企画課 企画グループ（内線 3443）

（自動車通勤について）

A： 令和2年4月10日付け教職企第1095号により、臨時的な自動車等による通勤許可の特例的取扱いについて、各府立学校校長・准校長あてに通知しております。本通知に基づき実施してください。

~~（テレワークについて）~~

~~A： 感染防止を要件とするテレワーク（在宅勤務）は現時点ではできません。~~

~~担当：教職員企画課 企画グループ（内線 3443）~~

~~（自動車通勤について）~~

~~A： 感染防止を目的として、自動車通勤の認定を行うことは現時点ではできません。~~

担当：教職員企画課 財務グループ（内線 6891）

Q25 特別非常勤講師（支援学校は除く）を休業期間中に勤務させることは可能か。

A： 令和2年4月10日付け教高第1186号をご覧ください。

~~A： 特別非常勤講師は授業のみの活用となるため、本来休業期間中は勤務させることはできません。~~

~~ただし、今回の休業期間中の扱いについては、改めてお知らせします。~~

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）

Q26 特別非常勤講師（支援学校は除く）について、休業期間中に予定していた授業を長期休業期間中（夏休み、冬休み）に振り替えて実施してもよいか。

A： これまでどおり、長期休業期間中でも授業であれば、活用は可能です。

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）

Q27 児童生徒等の結核検診（胸部エックス線検査）又は心臓検診が終了した学校において、未受検者がいる場合、臨時休業期間中に受検することができるか。

A： 未受検者については、臨時休業期間中に受検することはできません。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q28 児童生徒等の結核検診（胸部エックス線検査）又は心臓検診が終了した学校において、病院要至急受診や再検査の指示があった場合、臨時休業期間中に受診するよう指示してもよいか。

A： 病院要至急受診や再検査の指示があった者については、保護者に検診結果を丁寧に説明し、病院受診前に電話連絡をしてから受診するなど指示し、受診させてください。

なお、結核検診において要精密検査となった生徒については、結核予防会にて精密検査を受けることが可能ですので、受検の際には保護者等から結核予防会へお問合せいただくよう指示してください。（結核予防会 TEL：06-6202-6666）

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q29 児童生徒等健康診断のうち、結核検診（胸部エックス線検査）及び心臓検診について、今後のスケジュールはどうなるか。

A： 4月8日から5月6日までに予定していた検診については延期とします。4月8日以降の全ての日程について、後日調整を行いますので、学校から連絡していただく必要はありません。

現時点で実施時期等は未定ですが、今後の情勢や学校の状況をふまえながら、検診機関と調整し、改めてお知らせいたします。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q30 児童生徒等健康診断のうち、尿検査について、今後のスケジュールはどうか。

A： 全校の日程について、後日調整を行いますので、学校から連絡していただく必要はありません。

現時点で実施時期等未定ですが、今後の情勢や学校の状況をふまえながら、検診機関と調整し、改めてお知らせいたします。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q31 新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休業が延長されたり、実施体制が整わず、健康診断が実施できない場合は、学校保健安全法施行規則に定められている 6 月 30 日を超えて実施しても問題ないか。

A： 新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって日程を延期する場合は、6 月 30 日を超えてもよいとされております。

（参考：令和 2 年 3 月 24 日付け教保第 2841 号「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について（通知）」）

学校再開後等に実施する医師が行う検診については、学校医・学校歯科医と事前に十分な打合せを行い、実施体制や日程等について検討していただきますようお願いいたします。

なお、学校医及び学校歯科医との打合せ内容において、何かございましたら保健体育課までご連絡願います。

児童生徒等の健康診断は、教育活動全般（体育的行事等）に関わるものであることから、可能な限りすみやかに実施されることが望まれますが、実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって健康診断が実施できない期間については、以下の①～④を実施し、児童生徒等の健康状態の把握に一層努めてください。

- ① 保護者等が記入する保健調査票（心臓疾患に関わる内容等）を丁寧に確認する。
- ② 学校における日常的な健康観察等を実施する。
- ③ ①、②の内容から、学校医・学校歯科医と連携し健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し適切に支援する。
- ④ ①、②の内容や、学校医・学校歯科医による健康相談の結果等を、教職員で共有し共通理解を図る。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q32 新型コロナウイルス感染症の影響により、応援医師が不要になる、あるいは必要（増員を含む）になった場合、どのような対応が必要か。

A： 今、担当している配置内であれば、日程や医師の変更は可能です。その場合の連絡は不要です。追加の担当が必要となる場合には、保健体育課までご相談ください。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q33 教職員の定期健康診断は予定通り実施するのか。また、実施する場合はどのようなことに留意すればよいか。

A： 4月15日からの在宅勤務実施を踏まえ、緊急事態宣言発令中に実施予定であった全ての健康診断を延期といたします。

なお、5月6日以降に健康診断を予定している学校の実施につきましては、現在検討中です。決定次第すぐにご連絡いたします。

また、延期後の日程については、今後の感染状況等を踏まえ、健診機関と調整を進めてまいります。

~~A： 教職員の定期健康診断は法律により年1回の実施が義務付けられていることから、原則として予定通り実施します。~~

~~※感染者や感染疑い者が在籍する学校等については個別に福利課と相談してください。~~

~~実施する場合は、咳エチケットや受診前の手洗い等の基本的な感染防止対策や、職員ごとに受付時間帯を細かく区切る等のクラスター発生リスクを下げるための3原則を守る等にご留意ください。また、体調不良の場合は受診を控えるよう周知ください。~~

~~なお、会場配置について変更が必要な場合は健診機関へご相談ください。~~

~~健診機関へは、感染防止対策に万全を期して実施するよう指示しております。~~

担当：福利課 健康・福祉グループ（内線 3483）

Q34 教職員の巡回健診が終了している学校において、未受診者や要精密検査者は指定健診機関を受診することとなっているが、緊急事態宣言が出されている間も受診可能か。

A： 健診機関に向いての受診はできる限り控えるようお願いします。要精密検査者のうち、至急受診が必要な者の受診については、別途指定健診機関より連絡します。
なお、営業休止中の健診機関もありますので、受診を希望する場合は必ず事前にHPを確認するようお願いします。

担当：福利課 健康・福祉グループ（内線 3483）

Q35 講師等の任用に必要な雇入時健康診断や採用時健診は、緊急事態宣言が出されている間も受診可能か。

A： 雇入時健診等を委託しているオリエンタル労働衛生協会が、5月6日まで施設健診を中止しています。5月6日までの雇入時健診等の対応は、以下のとおりです。5月6日以降については、決定次第連絡します。

①黄色受診票を使用する者

4月22日、28日の8:30~11:00、13:00~15:00に、オリエンタル労働衛生協会を受診してください。

②赤色受診票を使用する者

5月6日以降にオリエンタル労働衛生協会を受診してください。

③白色受診票を使用する者

各自で他の医療機関を受診してください。

担当：福利課 健康・福祉グループ（内線 3483）

教職員人事課 府立学校人事グループ（内線 3444）

Q36 現在予定されている教員研修について、開催の可否や参加についてはどうなるのか。

A：教育センター、府教育庁の研修については別途担当部署より連絡します。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）

支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q37 授業を動画で配信したいが、留意点は何か。

A： 動画を作成する際は、個人情報に留意するとともに、教科書等の著作権に配慮してください。

教科書を動画の画面上で提示することについて、臨時休業期間中に自校の児童生徒のみに限定する場合の各発行者の判断は、4月8日送付時に添付の別紙2のとおりです。

なお、いずれの発行者も動画の中に教科書の一部が映り込むことについては、差し支えないとしています。

ただし、教科書以外の新聞記事等その他著作物の使用については、現行通り個別に許諾を得る必要があります（著作権に関する法律等に変更があった場合は改めて連絡します）。

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q38 授業を動画配信サイトに上げて、児童生徒に配信してもよいか。

A： Q37と同様に、個人情報に留意するとともに、著作権に配慮した上での配信は可能です。

【参考】

●YouTube に上げる手順については、4月8日送付時に添付の別紙3を参照すること。

●臨時休業中の学習支援のページには、「(教員向け) 動画作成のページ」もありますのでご活用ください。

<http://wwwc.osaka-c.ed.jp/category/forteacher/child.html>（大阪府教育センター）

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q39 休業期間中の家庭学習として、主たる教材である教科書に基づいたプリント等による学習を生徒に課しているが、その他にどのような課題が考えられるか。

A： 以下の例を参考にしてください。

【家庭学習課題の参考】

●臨時休業期間における高校生に向けた家庭学習教材等について（高等学校課）

http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/koukou_kateigakusyuu/index.html

- 臨時休業中の学習支援のページ（大阪府教育センター）
<http://wwwc.osaka-c.ed.jp/category/forteacher/child.html>
- 小中学生に向けた家庭学習教材等について（大阪府教育庁 小中学校課）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/gakunennbetukatei/index.html>
- 子供の学び応援サイト（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm
- NHK E テレ等のテレビやラジオ放送を活用した学習
- 設定したテーマについてインターネットを活用して調べまとめる学習

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q40 児童生徒への課題を学校のホームページに掲載してもよいか。

A： 不特定多数の者が掲載内容を閲覧できる状態となるため、課題に含まれる内容等の著作権には必ず配慮したうえで掲載してください。

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q41 購入又は給与済の教科書等のコピーを課題として郵送したり、教科書等を学校ホームページに掲載してもよいか。

A： 当該の学校の児童生徒が購入済等の教科書の一部を、家庭学習の課題として郵送することは可能です。
一方で、著作権の問題があるため、教科書等をそのまま学校ホームページへ転載することはできません。（動画配信に係る留意事項は Q37 参照）

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q42 登校日の設定が見込めなくなっている中、教科書の販売については、未購入者のいる高校に、別途の対応を指示されたとのことだが、教科書も含めて学校に私物を置いたままの生徒から、取りにいきたいとの問合せがきている。どのように指導すれば良いか。

A：先週末までの府域の状況を踏まえると、校内に残した私物等について、学校から一律に取りに来るような指示をすることは、適切ではありません。

一方で、登校日の設定が困難となっていることから、学校に残している教科書等、休業期間の学習や生活等において、必要度が極めて高いと認められるものについては、以下の3点を前提として、個別に対応してください。

- ① 生徒・保護者からの求めがある場合に限る
- ② 例えば、保護者が自家用車等で取りに来られることも含め、極力公共交通機関を利用せずに来校するよう指示すること
- ③ 友人等と連れ立って来校することは厳禁

なお、メール等により生徒・保護者に連絡する場合は、例えば「休業期間中にどうしても学校に来なければならない用件がある場合は、あらかじめ相談すること」という趣旨の内容とし、「取りに行かなければならない」という誤ったメッセージにならないよう工夫してください。

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）

高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）

支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q43 授業ができない状態が続いたとき、学習指導の方法について府としての考え方を知りたい。

A：令和2年4月10日付け2文科初第87号において「指導計画を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を課すことが求められる」、「教科書と併用できる教材、動画等を活用した学習を組み合わせることで重要である」とされています。

これを踏まえて、各校の実態に応じた家庭学習ができるように、学校HP、メール、郵送等様々な方法を用いて適切に課題を与え、電話やメールで質問を受け付けるなど、学習保障に努めてください。

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）

支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q44 児童生徒や保護者が使用している個人の電子メールアドレスを収集する必要がある場合、どのような方法があるか？

A： 保護者の承諾を得たうえで、学校情報ネットワークアンケート機能を活用すれば、以下の手順で収集することが可能です。

なお、収集した個人情報の取扱いについては、十分注意してください。

- 1 特定の URL（または QR コード）を学校 HP やブログ等で周知
- 2 児童生徒（保護者）がアンケートに回答
- 3 学校側で、一覧形式（CSV ファイル）で児童生徒（保護者）の回答を確認

利用方法は、以下 URL に手順書を掲載しておりますので、ご覧ください。

また、不明点がございましたら、府立学校ネットワークサポートセンター（0120-872-198）までお問い合わせください。

手順書ダウンロードサイト URL

<http://school.lan.pref.osaka.jp/sites/T0032/Lists/List1/DispForm.aspx?ID=37&Source=http%3A%2F%2Fschool%2Elan%2Epref%2Eosaka%2Ejp%2Fsites%2FT0032%2Fdefault%2Easpx&ContentTypeId=0x01002CE333B6689B994B902358CD5C2AF10C>

担当：教育総務企画課 スマートスクール推進グループ（内線 3405）

Q45 臨時休業中の児童生徒の学習相談等のやり取りを行いたいが、児童生徒の個人アドレスを使用せずにやり取りできる方法はあるのか。また、在宅勤務でも対応できるか。

A： 以下の 1、2 の手続きを取り、生徒にアドレス等を伝えることで、児童生徒が自宅等でも学校情報ネットワークのメールシステムを使用することができます。

- 1 各児童生徒に学校情報ネットワークのアドレスを付与（※ 1）する。
- 2 様式 58「学校情報ネットワーク Office365 外部（オープンネット等）利用グループ（登録・解除）の申請について」（※ 2）を教育振興室長に申請する。

（依頼様式の提出先 KyoshokuNWUnyo@gbox.pref.osaka.lg.jp）

手続きやメールシステムの使用方法の詳細は以下のページを参照してください。分

からないことがある場合は、府立学校ネットワークサポートセンター(0120-872-198)までお問い合わせください。なお、操作手順書は適宜加工して児童生徒に配付又は学校 Web ページに掲載していただいてもかまいません。教員も同様の手順で活用できます。

※1 : 「学情 NW サイト」の「教職員用学情 Web サービス関係のリンク集」からつながるサイト

※2 : 全校トップページ「学情 NW サイト」の「カテゴリ:03 様式等」よりダウンロード

その他: 全校トップページ「学情 NW サイト」の「カテゴリ:06 手順書」の「項目:学情メール関係」の「02 学情メール操作手順書」

担当: 教育総務企画課 スマートスクール推進グループ (内線 3405)

Q46 PTA 総会を開催してよいか。

A: 学校が臨時休業中であることや外出が自粛されていることから、開催するか否かについては会員の理解を十分に得た上で決定してください。

開催する場合には会員の委任状を取るなどして参集する人数を可能な限り減らし、必要最小限の規模で開催するなど、開催方法について PTA 会長とご相談ください。

なお委任状については、メーリングリストを活用した一斉配信と返信によって受け付けたり、学校 HP に様式を提示して、様式の内容を反映した文面のメールや FAX で受け付けたりするなど、すべての会員が対応できるよう、各校の環境に応じた柔軟な対応をお願いします。

Q47 PTA 会計の予算及び決算については、PTA 総会において承認を得ることとしているが、総会を開催せずに予算及び決算の承認を得ることは可能か。

A: 可能です。

例えば、予算書及び会計監査済みの決算書を郵送等で会員に送付し、内容を確認のうえ「同意する」あるいは「同意しない」ことがわかる文書を回収してください。このうち PTA 規約で定めた会員数の「同意」があれば承認を得たと判断することは可能です。

ただし、PTA 総会を開催せずに承認を得ることについては、PTA 会長とご相談したうえで判断してください。

担当: 高等学校課 学校経営支援グループ (内線 3426)
施設財務課 歳入・会計指導グループ (内線 3920・6915)

Q48 PTA 実行委員会を実施してよいか。

A： 開催に際し、実行委員から委任状を提出いただき必要最小限の人数に限って開催することや、参集せずに議事等をメールで送付するなどに対応できるか、PTA 会長と相談したうえで開催の可否を決定してください。

実施する場合は、参加者に十分な理解を得たうえで、参加者間のスペースを十分確保するなど、いわゆる「3密」を避け、規模を縮小して開催してください。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）

Q49 学校運営協議会を今年度中に3回しなければならないのか。

A： 第1回会議を実施期間の範囲でできるだけ遅く設定するなど、年間3回の会議計画をご検討ください。

なお、今般の状況を踏まえ、会議の開催が困難になった場合は、委員から郵送やメール等により意見等を聴取することで会議の開催に代えることができるなどの実施方法について追って通知します。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）

Q50 学校経営推進費の事業は通知どおりに進められるのか。

A： 現時点では、1次審査については通知のとおり実施する予定です。2次審査について等、今後変更があった場合には速やかにご連絡いたします。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）

Q51 教育実習等の実施にあたり、学生や大学等からも問合せがあるが、どのように対応すべきか。

A： 教育実習は教員免許状取得の要件となっており、可能な限り受け入れていただくようお願いいたします。

ただし、臨時休業明けは特に例年に比べて学校の業務負担が大きくなることも想定されるため、必要に応じて実施時期を秋以降とすることも検討してください。

また、学校の状況により、当初予定されていた実習期間での実施が困難な場合は、弾力的な運用を大学等と相談してください。

- 例：・実習時間（日数）を必要最低限に減らす
・卒業年次の学生等教育実習等を次年度に実施することができない事情がある学生を優先するなどして人数を絞る

なお、学生に発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、児童生徒等との接触は絶対に避け、自宅で休養するよう指導してください。その場合の実習期間については、大学等と相談してください。

支援学校における介護等体験の実施についても同様の扱いとしてください。

【参考】令和2年4月3日付け2教教人第1号「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について」（4月8日送付時に添付の別紙4）

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q52 この3月に卒業し、学校斡旋で就職した生徒から内定取消しや雇用開始日が延期されたとの連絡が学校にあった。生徒は卒業しているが教育庁への報告は必要か。

A：これまでと同様に、卒業生（卒業後、1年程度）であっても、内定取消しや雇用開始日の延期といった内定後の公正採用に関わる事象について学校が把握した場合は、学校は企業に事実確認を行ったうえで、高等学校課又は支援教育課に報告を行う必要があります。

担当：高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q53 授業再開後の授業日数等に関して、府としての原則的な考え方を示してもらえないか。

A：国からは、令和2年4月10日付け2文科初第87号において「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業により、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合には、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされない」とされております。今般の状況等を見極めたうえで府としての方針を決定し、改めて通知いたします。

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）
高等学校課 教務グループ（内線 3431）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q54 今年度の評価・育成システムはどうなるのか。

A： 評価・育成システムについては、手引き（P 4）に示したスケジュールを参考にしつつ、校内での自己申告票の提出期限や、目標設定面談については、学校の実情にあわせ、柔軟にご対応ください。

なお、今後の状況変化等により、システム運営上の変更等がある場合は、改めてお知らせいたします。

担当：教職員企画課 企画グループ（内線 4740）

【府立支援学校にかかる「緊急事態宣言」発令後の対応に関する Q&A】

Q 1 家庭訪問については実施してよいか。

A： 感染防止の観点から不要不急の訪問については当面実施しないでください。
ただし、電話等により、児童生徒等の健康の様子を確認する等の配慮をお願いします。

担当：支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）

Q 2 夏季休業開始前（7月20日まで）に予定している教育活動については、実施してもよいか。

A： 現時点では次のようにご対応をお願いします。

- ・校外学習（遠足）・・・延期または中止
- ・宿泊学習・・・・・・・・延期または中止
- ・修学旅行・・・・・・・・延期
- ・運動会・・・・・・・・延期または中止、または中止するが、内容を見直してクラスター発生のリスクを下げるための3原則に留意し
たうえで、別の形で体育（運動）に関する参観を実施する等
- ・職場実習等・・・・・・・・原則延期（実習先と相談のこと）

担当：支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q 3 聴覚支援学校における通級指導は実施してよいか。

A： 現時点では6月以降で実施の調整をお願いします。

担当：支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q 4 入学式は中止できるのか。

A： 入学式はその教育的意義や児童生徒等の心情等にも配慮し、延期することとしてください。

担当：支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q 5 児童生徒等のケアの観点から、登校開始後に想定されるリスクや今のうちから取り組んでおいた方がいいことはあるか。

A： 登校再開後、ストレスや不安から体調不良や腹痛・頭痛などの症状が現れたり、家計急変により登校することが困難になる等も想定されます。そのため、今のうちから、児童生徒等への対応方法を校内で確認しておく等が考えられます。詳細については4月8日送付時に添付の別紙5及び別紙6を参照ください。

担当：支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）

Q 6 医療的ケアのある児童生徒等について、登校再開に向け、取り組んでおいた方がいいことはあるか。

A： 医療的ケアが必要な児童生徒等については、通常においても、感染症対策は適切に行っていることと思います。新型コロナウイルスの感染が拡大している状況のため、大阪府としても、医師の意見を踏まえた留意事項を別途、お伝えする予定にしていますが、現段階で、校内の医療的ケアにかかる消耗品等（教員用マスク、消毒用エタノール、手袋、ガーゼ等）の在庫状況の把握することや、再開後の注意事項等、以下のような点について、個々に保護者と確認することが必要です。

- ・これまで以上に細心の注意を払うものの、リスクは存在することをご理解いただいたうえで、『無理な登校はしない』ことを保護者に確認する。
- ・登校に際して、特に注意すべき点など、主治医の意見を確認することを保護者に依頼する。
- ・今後、消耗品等が不足し、通常通りの対応ができない可能性もあることを保護者に伝えておく。
- ・三次救急医療を担う府内の一部病院（大阪市立総合医療センター、大阪急性期・総合医療センター等）が救急患者の受入れを停止したり、一部制限したりしていることをふまえ、緊急時の対応を再度確認しておく。
- ・学校医にも各児童生徒の医ケアについて相談し、保護者とも留意事項を共有しておく。学校として受入れが困難と判断するような場合があれば、支援教育課に相談すること。

担当：支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）